

審査基準

年 月 日作成

法令名：化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行令
根拠条項：第3条の3
処分の概要：運搬証明書の再交付
原権者（委任先）：都道府県公安委員会
法令の定め：化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第17条第5項（運搬証明書の再交付）
審査基準：
標準処理期間：2日以内で各都道府県警察の実情に応じた期間を定める。
申請先：
問い合わせ先：
備考：